

戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備並びに他国軍隊への弾薬の提供が憲法の平和主義に反し憲法違反であることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年五月一日

小 西 洋 之

参議院議長 伊達 忠 一 殿



戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備並びに他国軍隊への弾薬の提

供が憲法の平和主義に反し憲法違反であることに関する質問主意書

政府は、安保法制において、我が国に対する武力攻撃を行っていない国と戦闘を行う他国の戦闘作戦行動のためにその発進準備中の航空機に対して給油及び整備を行うこと並びに当該他国の軍隊に弾薬の提供を行うことが合憲であるとしているが、自衛隊が給油及び整備を行う航空機が戦闘作戦行動で当該相手国の軍人や市民を殺傷し、かつ、自衛隊が弾薬の提供を行う当該他国の軍隊が戦闘作戦行動で当該相手国の軍人や市民を殺傷することは、憲法前文に「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と定める平和主義の理念に反するのではないか。もし、この平和主義の理念に反しないと考える場合は、その理由について具体的に説明されたい。

右質問する。

○

○